

令和元年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その2)

目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 106 号議案	令和元年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費	4
	第 3 表 地方債変更	5

令和元年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度神奈川県一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36億 272 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 8,595 億 6,273 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

令和元年10月16日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		千円 122,629,996	千円 187,740	千円 122,817,736
	2 国庫補助金	66,387,955	187,740	66,575,695
11 繰入金		52,543,766	7,000	52,550,766
	2 基金繰入金	51,579,570	7,000	51,586,570
12 繰越金		24,858	3,397,982	3,422,840
	1 繰越金	24,858	3,397,982	3,422,840
14 県債		174,136,000	10,000	174,146,000
	1 県債	174,136,000	10,000	174,146,000
歳入合計		1,855,960,011	3,602,722	1,859,562,733

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		305,289,063 ^{千円}	111,000 ^{千円}	305,400,063 ^{千円}
	8 安 全 防 災 費	7,626,630	111,000	7,737,630
3 環 境 費		10,933,022	165,000	11,098,022
	3 自 然 保 護 費	1,224,035	165,000	1,389,035
7 農 林 水 産 業 費		15,280,236	310,722	15,590,958
	1 農 業 費	1,496,392	310,722	1,807,114
8 商 工 費		14,937,413	3,000,000	17,937,413
	1 商 工 総 務 費	4,531,624	3,000,000	7,531,624
12 災 害 復 旧 費		559,713	16,000	575,713
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	283,400	16,000	299,400
歳 出 合 計		1,855,960,011	3,602,722	1,859,562,733

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 環境費			130,200 ^{千円}
	3 自然保護費		130,200
		古都及び緑地保全事業費	130,200
8 商工費			3,000,000
	1 商工総務費		3,000,000
		中小企業・小規模企業 復旧支援事業費補助	3,000,000
12 災害復旧費			16,000
	1 農林水産施設 災害復旧費		16,000
		現年災害復旧費	16,000
合 計			3,146,200

第 3 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(災害復旧債) 農林水産施設 災害復旧費	千円 96,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和元年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率の 見直しを 行った後 においては 、当該見 直し後の 利率とす る。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し 、又は低 利債に借 り替える ことができ る。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 106,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和元年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率の 見直しを 行った後 においては 、当該見 直し後の 利率とす る。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し 、又は低 利債に借 り替える ことができ る。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	174,136,000				174,146,000			